

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2024/12/9号 (No. 610)

=====

○ 【北京発中国 IP 情報】 知財関係法規の和訳掲載のお知らせ
以下の知財関係法規について和訳を作成し、弊所 HP に掲載しました。

標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241108_1.pdf

「標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン」についての解説

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20241108_2.pdf

★上記情報に関するお問い合わせ先

ジェトロ・北京事務所 知的財産部

Tel: +010-6528-2781、E-mail : pcb-ip@jetro.go.jp

=====

○ 法律・法規等

1. 国家知識産権局、「商標登録出願に関する早期審査弁法」を改正 意見募集稿を公表(国家知識産権網 2024年12月2日)
2. 複数の地域、データ知的財産権登録に関する規定を制定(中国知識産権资讯网 2024年12月1日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局申局長が英国知的財産庁ウィリアムス長官と会談(国家知識産権網 2024年12月2日)
2. 中国、外資系企業の知財保護を強化 登録件数増加と満足度向上(国家知識産権網 2024年11月29日)
3. 中国、デジタル貿易の改革及び発展の指針を発表＝知財保護強化で成長加速(中国專利保護協会 Wechat 公式アカウント 2024年11月29日)
4. 中国・EU、地理的表示分野での協力強化 合同委員会第3回会議がベルギーで開催(商務部公式サイト 2024年11月29日)
5. 地理的表示の基礎用語に関する国家標準が正式施行(国家知識産権網 2024年11月28日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京、「専精特新企業の高品質な発展を促進するための若干措置」を発表(北京市知識産権局 Wechat

公式アカウント 2024年11月27日)

【華東地域】

2. 江蘇省、研究成果の「先使用・後払い」改革を実施(中国政府網 2024年12月5日)

【華南地域】

3. 広州市、バイオ医薬産業における「知的財産権による産業チェーン強化と効率向上行動」開始(中国知識産権资讯网 2024年11月28日)

4. 深セン市、河套深センパークにおける知的財産権保護強化で新指針発表(国家知識産権網 2024年11月26日)

【その他地域】

5. 甘肅省、市場監督管理局が商標保護強化へ 第一弾リストを発表(中国知識産権资讯网 2024年11月26日)

○ 司法関連の動き

1. 江蘇省高級法院、知財分野の「悪意ある訴訟」に関する典型判例を発表(中国保護知識産権網 2024年12月2日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華北地域】

1. 北京市知識産権局、サプライチェーン促進博覧会で知的財産権保護を強化(北京知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024年12月2日)

【その他地域】

2. 四川省攀枝花市と重慶市巴南区が共同で知財保護特別行動を実施(中国知識産権報 2024年11月29日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中国初の商用宇宙発射センター稼働 試験衛星打ち上げに成功(中国知識産権報 2024年12月4日)

2. 中国独自の液化二酸化炭素輸送船「北極光先鋒」、大連で正式引き渡し(中国知識産権報 2024年12月4日)

3. 湖北省のハイテク企業、有効専利保有件数47万件を突破(中国保護知識産権網 2024年12月2日)

○ 統計関連

1. 中国、国内有効特許保有数が466万件に＝知財活用と保護が加速(国家知識産権網 2024年12月4日)

2. 中国、特許審査期間を15.6カ月に短縮＝技術革新を迅速に保護(中国政府網 2024年11月29日)

=====

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 国家知識産権局、「商標登録出願に関する早期審査弁法」を改正 意見募集稿を公表★★★
中国国家知識産権局（CNIPA）が「商標登録出願に関する早期審査弁法（試行）」を改正し、意見募集稿を公表した。

高品質な発展とイノベーション・ビジネス環境の最適化を支援し、審査の質と効率の持続的な向上と商標ブランド戦略の推進、国や公共の利益または重大な地域発展戦略に関わる商標登録の早期化などを狙い、「商標法」と「商標法实施条例」の関連規定と実際の状況に基づき、CNIPA は改正「商標登録出願に関する早期審査弁法（試行）」の意見募集稿を作成した。

意見募集の締切日は 2024 年 12 月 30 日。以下の方法で意見募集稿の改善に関する具体的な意見を提出することができる。

▽電子メール：sc3@cnipa.gov.cn

▽書簡：北京市西城区茶馬南街一号中国商標大樓 〒100055（封筒の左下に「商標登録申請迅速審査方法」と明記してください）

（出典：国家知識産権網 2024 年 12 月 2 日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/11/29/art_78_196343.html

★★★2. 複数の地域、データ知的財産権登録に関する規定を制定★★★

中国では、デジタル経済の成長を支えるため、データ知的財産権に関する地方法規が複数の地域で相次いで制定されている。これらの規定は、データ処理者の権益を守り、データの流通と活用を促進することを目的としており、デジタル経済のさらなる発展に向けた重要な一歩となる。

2024 年、北京や上海を含む既存の 8 つの試行地域に加え、天津、河北、山西、安徽、河南、湖北、湖南、貴州、陝西の 9 つの地域が新たにデータ知的財産権の試行地域として指定された。

最近、山西省、上海市、河南省などでは、データ知的財産権の登録に関する地方法規が相次いで発表された。山西省では、山西省市場監督管理局が省内の 10 機関と共同で「データ知的財産権登録管理弁法（試行）」を制定し、河南省では、河南省市場監督管理局（知的財産局）が省内の 8 機関と協力し「河南省データ知的財産権登録弁法（試行）」を制定した。上海市では、「上海市データ製品知的財産権登録預託暫行弁法」が策定され、データ製品の知的財産権登録を支える法的枠組みが整備されている。

これらの新たな法律は、データ要素の有効な流通と利用を促進し、デジタル経済の基盤を強化するために不可欠な役割を果たすとされている。データ知的財産権の保護と管理が進むことで、デジタル経済の活性化が期待されている。

（出典：中国知識産権资讯网 2024 年 12 月 1 日）

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141012

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局申局長が英国知的財産庁ウィリアムス長官と会談★★★

11月27日、中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長は、来訪した英国知的財産庁（UKIPO）のアダム・ウィリアムス長官と会談を行った。双方は、両国の知的財産権活動における最新の動向、知的財産権金融、今後の協力事業などについて議論を交わし、CNIPAとUKIPOの2025年活動計画に調印した。

申局長は、知的財産権分野での密接な双方向の交流を通じて、ハイレベルな交流や審査業務などさまざまな分野で実りある協力が進展していることを評価した。また、知的財産権に関する総合的な管理体制の整備や、人工知能（AI）の知的財産権分野での最新応用など、CNIPAの新たな取り組みについても説明した。さらに、今後もUKIPOとの協力を深化させ、両国の知的財産権ユーザーに対してさらなるサービスを提供し、相互に利益をもたらす協力を実現したいと述べた。

ウィリアムス長官は、中国の知的財産権分野での顕著な成果を高く評価し、UKIPOが進めるデジタル化の取り組みや、知的財産権の創造、イノベーション戦略の実施に関する最新の状況を共有した。また、今後も両国間での対話と交流を強化し、それぞれの有益な実践を共有することで、両国の科学技術イノベーションと経済発展に貢献することを期待すると述べた。

ウィリアムス長官一行は、北京滞在中に北京のハイテク企業も視察した。

(出典：国家知識産権網 2024年12月2日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/2/art_53_196384.html

★★★2. 中国、外資系企業の知財保護を強化 登録件数増加と満足度向上★★★

11月29日、北京で開催された「知的財産強国建設」に関する記者会見で、中国国家知識産権局（CNIPA）の知的財産保護司司長・郭雯氏が、外資系企業に対する知的財産保護の現状について報告した。

郭氏によれば、今年1～10月、外国出願人による中国での特許登録件数は9.2万件に達し、前年同期比で5.3%増加した。また、商標登録件数は12.1万件となり、前年同期比で13.1%の増加を記録した。

国家知識産権局は、高水準の知的財産権保護を厳格に実施している。今年10月末時点で、医薬品特許紛争の早期解決メカニズムを通じて累計199件の行政裁定案件を処理した。また、悪意のある特許無効や商標登録行為に対して断固たる措置を講じている。証拠が明確で事実が確定している侵害事件については迅速に処理し、これまでに米国、ドイツ、フランス、イタリア、タイ、デンマークなどの企業が関わる多くの知的財産権紛争を適切に解決した。

さらに、外資系企業との常態化したコミュニケーション体制が確立され、北京、上海、江蘇、広東などで複数回にわたる座談会が開催された。これらの場で、外資系企業が直面する問題を直接聞き取り、個別対応を行っている。その結果、2023年に外資系企業の中国の知的財産権保護に対する満足度は1.44ポイント上昇し、安定した向上を見せている。

(出典：国家知識産権網 2024 年 11 月 29 日)

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col3461/index.html>

★★★3. 中国、デジタル貿易の改革及び発展の指針を発表＝知財保護強化で成長加速★★★

中国共産党中央弁公庁と国務院弁公庁は 11 月 28 日、「デジタル貿易の改革と革新発展に関する意見」を公表した。同意見では、デジタル貿易のニッチ分野及び経営主体の発展支援、デジタル貿易の制度型開放の推進、デジタル貿易ガバナンス体制の整備、組織的サポートの強化といった四つの面から、18 の具体的な措置が示されている。

中国のデジタル貿易における発展目標について、2029 年までに、デジタル形式で提供可能なサービス貿易の規模を着実に拡大し、サービス貿易全体に占める割合を 45%以上に引き上げることを目指すとした。また、デジタル貿易の基盤となるインフラ整備を進め、デジタル貿易の発展に適した制度と仕組みを基本的に構築する。さらに、デジタル分野での対外開放を大幅に拡大し、国際的な高水準の経済貿易ルールとの連携を強化することも挙げられた。2035 年までには、この割合を 50%以上に引き上げ、安全で効率的なデジタル貿易のガバナンス体系を構築し、制度的開放の水準を全面的に向上させるとした。

目標達成に向け、同意見は 18 の具体策を提示している。その中で、知的財産権関連では、知的財産権保護の強化やデータに関する知的財産権保護ルールの構築を進める方針を示し、ソースコード、アルゴリズム、暗号化鍵、営業秘密、その他の専有情報に対する法的保護を強化するとしている。また、デジタル製品の標識化の推進やデジタル貿易分野での知的財産権公共サービスの強化、デジタル貿易関連の商標登録・保護の拡充、さらに知的財産権の海外における保護や紛争解決の手段を広げることも提案している。

(出典：中国専利保護協会 Wechat 公式アカウント 2024 年 11 月 29 日)

https://mp.weixin.qq.com/s/YcNQizFrQJ9_hJDHR2kNJw

★★★4. 中国・EU、地理的表示分野での協力強化 合同委員会第 3 回会議がベルギーで開催★★★

11 月 19 日から 20 日にかけて、中国と欧州連合 (EU) の地理的表示分野における協力に関する合同委員会の第 3 回会議がベルギーで開催された。この会議には、中国商務部条法司の李明副司長と EU 農業・農村開発総局国際局のルイス・カラソ代理局長が共同で議長を務め、中国側から商務部、農業農村部、国家知識産権局、欧州連合中国政府代表部の関係者、EU 側から欧州委員会の農業・農村開発総局、通商総局、企業総局、駐中国 EU 代表部の関係者が出席した。

会議では、中国・EU 間で締結された地理的表示協定の履行状況について詳細な意見交換が行われ、今後の取り組みや作業計画について議論された。また、地理的表示に関する立法、執行、協力などのテーマについても意見が交わされた。

中国と EU は、地理的表示協定が農産物貿易の促進や市民福祉の向上に果たしている重要な役割を高く評価した。さらに、合同委員会という協力の場を最大限に活用し、協定の高品質な履行を推進し、地理的表示分野での互恵的な連携を深めることを確認した。双方は、地理的表示の保護を通じて、相

互の経済的な結び付きを強化し、中国・EU 経済貿易関係のさらなる発展に寄与することを目指すことと意見が一致した。

(出典：商務部公式サイト 2024 年 11 月 29 日)

https://tfs.mofcom.gov.cn/gzdt/art/2024/art_e5153dd3d3dd49c79b11be7048fdef86.html

★★★5. 地理的表示の基礎用語に関する国家標準が正式施行★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）が主導して策定した「地理的表示 基礎用語」（GB/T 44584-2024）推奨国家標準がこのほど正式に承認・施行された。

この標準は、全国知識管理標準化技術委員会の地理的表示分会（TC554SC1）が所管しており、地理的表示に関連する法律・規制や政策文書、既存の関連標準を統合的に考慮した上で、実務経験を踏まえて策定されたものである。標準には、共通用語、認定用語、保護用語など計 25 項目の基礎用語が含まれている。

本標準の施行により、中国における地理的表示の認定および保護に関する基礎用語の空白が埋められた。これにより、地理的表示の高水準な保護、高水準な管理、および高品質な発展を推進するための強力な支えを提供することが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2024 年 11 月 28 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/11/28/art_53_196325.html

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京、「専精特新企業の高品質な発展を促進するための若干措置」を発表★★★

11 月 25 日、北京市は「専精特新企業の高品質な発展を促進するための若干措置」を公布した。科学技術のイノベーション能力の向上、財政・税制および金融支援の強化、デジタル化およびグリーン化の推進、企業間の協調的発展の促進、人材誘致と育成の強化、空間およびデータ支援の拡充、企業権益保護の強化、育成サービス体制の整備という 8 つの分野に焦点を当て、27 項目の具体的な措置を打ち出している。

その中で、専精特新（専門化・精密化・特徴化・新規性）企業による高品質な知財創造活動を支援することが明記されている。知的財産権への投資や成果に基づいて支援を行い、条件を満たす企業に対して、迅速な事前審査、確定、権利保護を含む総合的な知財サービスを提供する。また、より多くの「小巨人」企業を知財優位性を持つ企業として育成対象に加える。さらに、知財情報公共サービス拠点の整備などを推進し、特色ある産業向け知財情報プラットフォームや情報分析ツールを開発する。

9 月末時点で北京市は合計 1 万 2750 社のイノベーション型中小企業、8754 社の市級専精特新中小企業、1035 社の国家級「小巨人」企業を育成している。

(出典：北京市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024 年 11 月 27 日)

https://mp.weixin.qq.com/s/6hdm3h6eRq9x3kWZG_vSQA

【華東地域】

★★★2. 江蘇省、研究成果の「先使用・後払い」改革を実施★★★

江蘇省科学技術庁、教育庁、財政庁は、研究成果の転化効率を向上させ、産学研連携を促進することを目的に、全省で「先使用・後払い」改革を実施する旨の通達を共同で発表した。この改革は、企業が研究成果をより迅速に活用できるようにし、研究開発の実用化を加速させることを目指している。

通達に添付された改革ガイドラインによれば、「先使用・後払い」とは、江蘇省内外の大学や研究機関が企業に対して科学技術成果の利用権を提供し、企業が「ゼロ初期費用＋段階的支払い＋収益分配」または「支払い延期」などの方法で使用料を支払う転化方式である。この方式により、企業は成果を活用し、収益が発生した後に支払いを行うことが可能となる。支払いは契約開始後、最低でも1年を経過した後、または成果を基に製品を製造したりサービスを提供して収益が発生した後に行われることが定められている。

さらに、担保機関や保険機関には、担保や保険サービスの提供を奨励する方針が示されている。地方政府や産業パークは、この改革の実施成果に基づき、大学や企業、担保機関、保険機関に対して補助金や報奨金を支給することが推奨されている。

(出典：中国政府網 2024年12月5日)

https://www.gov.cn/lianbo/difang/202412/content_6991042.htm

【華南地域】

★★★3. 広州市、バイオ医薬産業における「知的財産権による産業チェーン強化と効率向上行動」開始★★★

11月28日、バイオ医薬産業における「知的財産強鏈増効行動」（知的財産権による産業チェーン強化と効率向上を目指す特別行動）の始動会が、広州国際バイオ・アイランドで開催された。このイベントは、広州市市場监督管理局が主催し、バイオ医薬産業を先導的分野および突破口として位置づけ、特許の活用を産業発展に結びつけることを目的としている。

広州市のバイオ医薬産業は現在、国内トップクラスの水準にあり、技術開発、臨床試験、製造、販売に至るまで一貫した産業チェーンを形成している。産業規模は1兆元（1元は約20.7円）を超え、全国でも注目される集積地となっている。今年10月時点で、広州市の有効特許は17.4万件に達し、そのうちバイオ医薬関連は約1万8000件で、全国の主要都市で3位を記録している。特に、幹細胞、遺伝子工学薬、体外診断機器などの分野で顕著な競争力を持つ。

イベント当日、広州市市場监督管理局は「知的財産権によるバイオ医薬産業チェーンの強化と効率向上を促進するための10の施策」を発表した。これには、高価値特許の育成、早期審査ルートを整備、知的財産権を活用した資金調達への支援、大学や研究機関が保有する休眠特許の活用促進などの具体策が盛り込まれている。

さらに、広州市は「知的財産評価機関ホワイトリスト」の初回12社リストを公表した。リストに

含まれる評価機関は、知的財産担保融資のリスク補償制度の協力機関として指定され、広州市内での知的財産価値評価の参考機関となる。

広州市はこれらの政策を通じ、バイオ医薬産業における知的財産権の効果的な活用を図り、国際的な競争力を備えた産業基盤の構築を目指している。

(出典：中国知識産権资讯网 2024 年 11 月 28 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140988

★★★4. 深セン市、河套深センパークにおける知的財産権保護強化で新指針発表★★★

深セン市市場监督管理局（知識産権局）はこのほど、「河套深港（深セン・香港）テクノロジー・イノベーション協力区の深センパークにおける知的財産権保護と活用の強化に関する意見」（以下、「意見」）を発表した。この「意見」は、同市の市場监督管理局、科学技術イノベーション局、中級人民法院など 10 部門が共同で策定したものであり、知的財産権の保護と活用を強化するための 36 項目の革新的な措置を盛り込んでいる。

同協力区は、香港特別行政区北部と深セン市中南部が接する境に位置しており、粵港澳大湾区（グレーターベイエリア）の重要な協力プラットフォームの一つである。2023 年に中国国務院が発表した「河套深港科技イノベーション協力区深センパーク発展計画」でも、「より高度な知的財産権保護制度の迅速な構築」が重要課題として位置づけられた。

「意見」では、知的財産権の創造と活用、行政法執行および司法保護、紛争解決の多元化、香港との協力など七つの主要分野に焦点を当てている。特に、香港との連携を強化し、国際的な科学技術イノベーションの推進を目指す取り組みが中心的な任務とされている。また、創造と活用の仕組みを整備し、河套協力区全体で知的財産権保護の体制を改善することにも注力する。

将来的には、香港と協力して国際基準に適合する知的財産保護および活用の制度体系を構築し、協力区全体を「世界的な研究拠点」として発展させることが期待される。

(出典：国家知識産権網 2024 年 11 月 26 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/11/26/art_55_196285.html

【その他地域】

★★★5. 甘肅省、市場监督管理局が商標保護強化へ 第一弾リストを発表★★★

甘肅省市場监督管理局は 11 月 13 日、「甘肅省重点商標保護名簿」の第一弾リストを発表した。この名簿には、省内で高い知名度と影響力を持ち、侵害や模倣、抜け駆け登録のリスクが高い 41 件の登録商標が含まれている。同名簿は、商標保護を強化するための取り組みの一環として作成されたものである。

同局は、「甘肅省重点商標保護名簿管理弁法（試行）」に基づき、裁判所、検察院、公安、税関などの関係機関と連携する体制を構築し、重点保護商標名簿を継続的に更新しながら段階的に公表する方針を示した。また、名簿に含まれない商標についても適切な保護を行うと強調している。省内の市場監督管理部門には、名簿掲載商標の監視・検査を強化し、必要に応じて特別法執行を実施するよう

指示した。さらに、企業名称登録における誤認や混同の防止、商標やサービス名称、包装、装飾の保護、国際登録および海外での権利保護支援を推進する計画も明らかにされた。

この重点保護名簿の策定は、著名商標に対する権利侵害や抜け駆け登録、地理的表示商標の不適切な使用といった課題の抑制に寄与し、甘粛省全体の商標ブランド信頼性の向上が期待されている。

(出典：中国知識産権资讯网 2024 年 11 月 26 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=140973

○ 司法関連の動き

★★★1. 江蘇省高級法院、知財分野の「悪意ある訴訟」に関する典型判例を発表★★★

江蘇省高級人民法院は近日、知的財産権分野における「悪意ある訴訟」に関する典型判例を発表した。近年、知的財産権の急速な発展に伴い、特許権や商標権の濫用、悪意ある訴訟、虚偽訴訟などが相次ぎ、司法秩序や市場競争の公正性が損なわれ、イノベーション環境への悪影響が懸念されている。こうした状況を受け、江蘇省の裁判所は知的財産権の誠実な行使を促進するための制度構築に積極的に取り組んでいる。

発表された判例には、著作権者を装った訴訟、悪質な特許出願を基にした訴訟、商標の悪意登録によるクレーム、不正な権利行使の大量発生、権利者による証拠収集の「罠」の設置、さらには競合企業の上場を妨害する目的の訴訟など、多岐にわたるケースが含まれている。これらの判決は、悪意ある訴訟や権利濫用に対し、江蘇省の裁判所が厳格に法的措置を講じ、不正な権利行使を抑制する姿勢を示している。特に、公正な競争の価値を重視した判決が目立つ。

注目すべき判例として、悪意ある訴訟により新興企業の上場を妨害しようとしたケースが挙げられる。原告企業は、自社の特許権が不安定であると認識しながらも、権利維持を名目に競合企業である被告企業を相手取った訴訟を提起し、上場を阻止しようとした。裁判所は原告の行為を悪意ある訴訟と認定し、被告企業へ 40 万元（1 元は約 20.7 円）の合理的費用を賠償するよう原告に命じた。この判決は、公正な競争を守るため、悪意ある訴訟に「ゼロトレランス」で臨む司法の姿勢を明確に示している。

(出典：中国保護知識産権網 2024 年 12 月 2 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffy/202411/1989378.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華北地域】

★★★1. 北京市知識産権局、サプライチェーン促進博覧会で知的財産権保護を強化★★★

11 月 30 日、第 2 回中国国際サプライチェーン促進博覧会（CISCE）が北京で閉幕した。北京市知識産権局は、博覧会での知的財産権の保護強化をねらい、中国国際貿易促進委員会（CCPIT）商事法律サービスセンターと共同で、知的財産権および法務サービスのワークステーションを設立し、博覧会に「ワンストップ」かつ「全チェーン」の知的財産権サービスを提供した。

博覧会期間中、ワークステーションは、展示会場を巡回するために法執行官を派遣し、展示品や展

示板、宣伝資料を点検し、リスクの注意喚起を行った。また、出展企業の特許出願や商標出願を受け付け、関連書類をその場で交付した。さらに、出展企業および権利者からの知的財産権に関する相談を受け、知的財産権侵害に関する苦情を法に基づき処理した。

北京市知識産権局は、今後も重要な展示会での知的財産権サービスをさらに強化し、展示業界の秩序維持、ビジネス環境の最適化に引き続き注力し、首都の高品質な発展を促進する方針である。

(出典：北京知識産権局 Wechat 公式アカウント 2024 年 12 月 2 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/i-TaYYqbTfuzR6PPYe9RWA>

【その他地域】

★★★2. 四川省攀枝花市と重慶市巴南区が共同で知財保護特別行動を実施★★★

四川省攀枝花市と重慶市巴南区の市場監督管理部門および両地域の人民検察院は、商標と地理的表示 (GI) 製品に焦点を当て、「川渝地標」という知的財産権保護の特別行動を共同で実施した。

この特別行動は、両地域の知的財産権行政機関と検察機関が協力し、知的財産権の「大保護」枠組みを共に構築し、知的財産権の法執行協力メカニズムを最大限に活用することを目的としている。また、産地、流通地、販売地が連携し、商標や GI マークに関わる不法行為を取り締まる体制の整備を目指している。

特別行動では、両地域が執行官を互いに派遣し、協力体制を強化することで、法執行の経験と技術を共有し、交流と協調保護能力を一層促進した。また、商標と地理的表示製品に関するガバナンスに重点が置かれ、不法行為取締りの体制構築が進められていた。今後、両地域の市場監督部門および検察機関はさらに協力を深化させ、情報共有や法執行協力を強化し、知的財産権の地域一体化と高品質な発展を促進していく方針である。

(出典：中国知識産権報 2024 年 11 月 29 日)

<https://sz.iprchn.com/bz/html/content.html?date=2024-11-29&pageIndex=8&cid=1&articleId=b27995b0-f91a-4abd-9e84-b240164a2538&articleIndex=10&pageId=2f1c42d8-3174-460c-8caa-b84741702732>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中国初の商用宇宙発射センター稼働 試験衛星打ち上げに成功★★★

中国初となる民間ビジネス向けのロケット打ち上げセンター「海南商業宇宙発射場」がこのたび運用を開始した。11 月 30 日に初の打ち上げ任務を成功裏に終え、「長征 12 号」新型キャリアロケットが衛星インターネット技術試験衛星を予定の軌道に乗せることに成功した。

海南商業宇宙発射場は、海南国際商業宇宙発射有限公司が投資し、建設および運営を担っている。同施設は着工から初の打ち上げ完了までわずか 878 日で成し遂げた。今回の打ち上げに使用されたのは、国有宇宙開発大手、中国航天科技集団が開発したロケット「長征 12 号」。このロケットは、中国初の直径 4 メートル級液体燃料ロケットであり、大直径、強運力、高効率を技術的特徴とする。さらに、新しい技術や材料、工法を採用することで、性能と信頼性の大幅な向上を実現した。

海南商業宇宙発射場では、新型運搬ロケット、発射設備の設計、発射管理システムなどに関連して

複数の特許を出願している。発射場の責任者は「今後も技術革新と特許活用の強みを生かし、中国商用宇宙事業の安定的な発展を推進していく」と語った。

(出典：中国知識産権報 2024年12月4日)

<https://sz.iprchn.com/bz/html/content.html?date=2024-12-04&pageIndex=5&cid=1&articleId=a0d0ea22-05fb-434b-b966-e224f727a93f&articleIndex=3&pageId=d2bca273-5646-4ae8-8bb6-aaa7d57e9336>

★★★2. 中国独自の液化二酸化炭素輸送船「北極光先鋒」、大連で正式引き渡し★★★

中国が独自に設計・製造した7500立方メートル級液化二酸化炭素輸送船「北極光先鋒」号が11月29日、遼寧省大連市で引き渡された。この船は、中国船舶集団大連船舶重工集团有限公司が製造したもので、引き渡し後はヨーロッパの二酸化炭素回収・貯留（CCS）計画に活用される予定だ。

「北極光先鋒」号は全長130メートル、幅21.2メートル、構造用喫水8メートルで、マイナス35℃の環境に対応可能な特殊素材で作られた2基の全圧式C型液化貨物タンクを搭載している。このタンクにより、7500立方メートルの液化二酸化炭素を安全に輸送できる。また、風力支援システムや摩擦低減技術、排気モニタリングシステム、軸発電機などの革新的技術が導入され、エネルギー効率の向上が図られている。開発チームはこれらの技術に関しては特許出願も完了しているという。

(出典：中国知識産権報 2024年12月4日)

<https://sz.iprchn.com/bz/html/content.html?date=2024-12-04&pageIndex=5&cid=1&articleId=c764156d-b583-4f6e-b3cc-6726e3c3137f&articleIndex=4&pageId=d2bca273-5646-4ae8-8bb6-aaa7d57e9336>

★★★3. 湖北省のハイテク企業、有効專利保有件数47万件を突破★★★

湖北省は、イノベーションの拠点として特許などの活用を進めている。2023年に省内のハイテク企業が保有する有効專利（特許、実用新案、意匠を含む）件数が47.46万件を超え、前年同期比で21.89%の増加を記録しており、知的財産分野での急速な成長がうかがえる。

湖北省は、全国有数の科学技術資源が集積する地域として、高価値特許の育成とその産業化に力を注いでいる。省内では、重点産業を支えるために50を超える高価値特許育成センターの新設が予定されている。また、優位性のある産業、新興産業、未来産業に焦点を当て、20の知的財産運営拠点を整備する計画も進行中である。

さらに、湖北省は「実用化」を重視したイノベーションの供給チェーンプラットフォームの構築を進めている。このプラットフォームにはすでに5120万件の專利データが収録されており、4.8万社の企業が参加し、これまでに7000件以上のマッチングが成功している。

湖北省は知的財産権の産業化を強力に推進し、国内の各地方を結び、世界へと影響を広げる知的財産権転換のハブとなることを目指している。

(出典：中国保護知識産権網 2024年12月2日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/dfhb/202411/1989381.html>

○ 統計関連

★★★1. 中国、国内有効特許保有数が 466 万件に＝知財活用と保護が加速★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）が発表した最新データによれば、今年 10 月末現在、中国の有効発明特許保有件数は 466 万件に達した。このうち企業が保有する特許は 341 万 7000 件で、有効特許全体の 73.3%を占める。また、今年 6 月時点で人口 1 万人当たりの高価値特許保有件数は 12.9 件となり、「第 14 次五カ年計画」の目標を前倒して達成した。

今年第 1～第 3 四半期には、全国の大学と研究機関による新規特許（特許、実用新案、意匠）出願のうち特許が占める割合が 70.9%に増加し、特許出願の質が向上している。これまでに 2700 以上の大学と研究機関が計 134 万 9000 件の特許を棚卸しし、その産業化の可能性が評価された。実用化が見込まれる特許はリソースバンクに登録され、産業分野ごとに企業へ提供する準備が進められている。

知財の移転と活用も拡大している。第 1～第 3 四半期の大学と研究機関による特許権移転登録件数は前年比 24.1%増となり、特許および商標を担保とした融資登録総額は前年同期比 60%増の 7922 億 3000 万元（1 元は約 20.7 円）に達した。また、知的財産権使用料の輸出入総額も 7.2%増の 3072 億元となり、いずれも過去最高を記録している。

知財保護の体制も強化されている。現在までに 29 の省や市に 123 カ所の国家級知的財産権保護センターと快速維権センターが設置され、約 19 万 3000 のイノベーション主体が登録済みだ。今年第 1～第 3 四半期にこれらのセンターが受理した知的財産権の保護案件は 9 万 8000 件に上り、平均処理期間は 2 週間以内に短縮されている。また、特許出願の予備審査請求は約 24 万件受理され、予備審査合格後には約 15 万 1000 件が登録となり、企業の特許戦略を力強く支援している。

（出典：国家知識産権網 2024 年 12 月 4 日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/4/art_55_196426.html

★★★2. 中国、特許審査期間を 15.6 カ月に短縮＝技術革新を迅速に保護★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）の発表によると、今年 10 月末時点で中国における特許の平均審査期間が 15.6 カ月まで短縮された。

国家知識産権局の衡付広報道官は、次世代の科学技術革新や産業変革に対応するため、人工知能、遺伝子技術、量子情報、バイオ医薬などの分野において特許審査政策を継続的に改善していると説明した。また、優先審査、早期審査、集中審査といった多様な審査モードを活用することで、国家レベルの重要な研究開発成果が迅速かつ効果的に保護される体制を整えている。

「特許法実施細則の改正が完了し、特許（特許、実用新案、意匠）のオープンライセンス制度や期間補償制度などの導入が着実に実現されている」と衡氏は述べた。

さらに、海外における知的財産権保護の強化も進んでいる。中国はこれまでに 76 カ所の国家海外知的財産権紛争対応指導サブセンターと 4 カ所の産業サブセンターを設立し、合計 1783 件の案件を指導した。これにより、企業の経済的損失を 258 億元（1 元は約 20.7 円）回復させたという。

（出典：中国政府網 2024 年 11 月 29 日）

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202411/content_6990163.htm

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年3回開催する予定の全体会合(メンバー間の情報交換や各種講演を実施)や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます(※更新頻度は四半期に一度程度となります)。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved